



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項月報(2)(第4号(2月分) 外務省外交史料館レファレンス番号:H220580)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.1 公開日:平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号:A'.3.0.0.7-1(62) CD・DVD番号:H22-004
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43508
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

第4号(2日分)

文書課長
公信係
32
32
32

タイプ指示	発信用	執務用	計
手信	1	1	2
別添	2	1	3
別添	1	0	1

昭和42年4月6日
発信 日付

文書課長		公信案 (9項)	
公信番号	米北第 429 号	公信日付	昭和42年4月5日
大 臣	事務次官	事務次官	外務審議官
主任	北米局長	参事官	北米課長
主任	横田	電話番号	691
受信者	在米武内大使	発信者	三木大臣
送付先		(希電送日)	月 日
件名	沖縄関係重要事項月報の送付		

GA-2 外務省 5 137 回覧番号 913

米北才429号

昭和42年4月 5日

在米大使殿

外務大臣

沖縄関係重要事項月報(才4回)の送付

について

下記事項に関する本件月報才4回(昭和42年2月1日~28日)別添送付する。なお、本月報の内容は、
主として沖縄及び本土各紙の報道に基づき、
本省の見解を併せて申し添える。

記

1 教公ニ法案問題

GA-4 外務省

2 沖縄内題等特別委員会の設置

3 日弁連の訪沖

4 その他 (講和前補償一回支払い)

付属添付

付属空便(DP)

別紙

沖縄関係重要事項月報第4号

(昭和42年2月1日～2月28日)

1 教公ニ法案問題

教公ニ法案については、前号でも触れたとおり、1月25日の文教社会委員会において、野党側委員欠席のまゝ強行採決したため、野党、教職員会等の強い反撥を受け、2月1日開会した定例議会の本会議は野党反対のため流会し、2月初の本会議が開かれたが、アガ一高等弁務官のトッセージ朗読の際は女法院の建物を警衛隊で守り、赤党のみの出席で行なうなどの事態が生じた。議長は事態收拾に乗出したが、野党側は1月25日の文社委案を撤回しないかぎり調停に応じられないとし、議長あわせん案は不調に終った。その後2月24日議会履嘗委員会で教公ニ法案を本会議に上程することと強行採決したが、大規模なデモのため

本会議²閉会¹困難と見た。同日野党各派は教公=
 法案を5月31日まで棚上げすること、その後行政刷新
 法案を中心に与野党が調整して新たな発議案を作
 成すること及び調整ができないときは現在の発議案
 を廃案することを内容とした協定書を提示し、民主党も
 これに同意して署名がなされた。しかし、民主党は2月
 25日、26日の両日総務会等を招集し、協定案の処
 理を検討した結果、この協定は脅迫によるものな
 とし、協定拒否の態度を表明した。

2. 沖縄問題等特別委員会の設置
 2月17日衆参両院は本会議でそれぞれ「沖縄
 問題等に関する特別委員会」を設置することを決議し、
 その後21日それぞれ初の委員会を開催、委員長の互選を
 行ない、その後散会した。(実質審議は3月20日以降に行なわ

れる予定)。「等」の字がつけられているのは、この委員会に沖
 縄問題のほか小笠原内題、齒舞、色丹、口後、扶根など
 の北方問題も扱われるという自民党の主張をいれたものである。
 この沖縄問題等特別委員会設置の^{報道に対し}、~~不承~~ 現地
 沖縄の指導者層は^{これを歓迎の意を表明し}、~~これを歓迎の意を表明し~~た。これは
 沖縄住民の多年の念願が実現はためであり、各党とも口政
 参加、本土との格差是正、自治権拡大などを直ちに特別委
 員会^におと^す。たいし、特別委に最終的に期待するもの
 については、祖国復帰をめぐる与野党の対立を反映して、^{各党間の}大き
 差^がある。琉球政府、与党が「特別委に復帰スケジュール
 の作成を求めると語りながらも基地内題には全くこ
 りず、従来の本土・沖縄一体化措置の大中前進に期待
 をかけているのに対し、社会大衆党と社会党は米軍による
 土地接收内題や全面復帰をめざした長期経済計
 画の検討を要望、平和条約第3条の撤廃を目標として

沖縄問題全般を深く掘下げよう強く要求している。

人民党 ~~は~~ 「自民党路線による沖縄問題処理に利用されるおそれがある」と警戒的である。

3 日弁連の訪沖

日本弁護士連合会沖縄問題調査団は 2月16日沖縄を

訪内、12日間にわたり人権問題を中心に移送裁判、渡航

制限、人権侵害、軍用地接収問題などについての調査を

行った、27日帰京したが、帰京に先立ち、調査団の奥山団

長は、調査結果につき記者会見の席上次のように語った。

1) 移送裁判の34不^(琉球)判決は ~~裁判所~~ 裁判所に法令審査権を認められたものであると考えられるに^{対し}、米政府当局

は必ずしもこれを肯定せず、日弁連がかねてから主張してきた

行政命令の移送命令条項の撤廃についても米

政府当局は「撤回する意思はない」と言明、今後同

条項を発動しないという保証はできぬとを明らかにした。

これは司法の根本原理である「自国民による裁判」を否定したものである。

2) 渡航問題では、同じ口内でありながら本土から沖縄への渡航拒否の例は数の上では少なくなっているが、問題は依然解決されていない。

3) 沖縄の人権侵害の大半は米軍基地と不可分のものである。米軍人などによる犯罪はベトナム戦争の激化とともに激増し、その発生件数は発表されている統計をほかに

2倍住民が日夜おびやかしている。これは正しい琉球警察は捜査の手を触れろとばかりで、住民はその裁判の結果についてもほとんど知らされていない。またこのように

犯罪だけでなく、基地による発生する多くの権利侵害についても賠償を求めず権利が否認され、事実上大半が位額の解決をいられている。

4) 軍用地の接収は住民の意思を無視しておこなわれており、

これに対する救済手段がないばかりか補償もその多ク

値しない。しかも接収は、~~また~~ ^{また} 続けられているうえに

黙認耕作地の取り上げも随所でおこなわれている。そのため

の生活の根拠をまったく奪われる住民も出ている。

5) ゆえゆえは 今度の調査を通じて沖縄問題の根源

がどこにあるかを知った。帰京後、調査結果に基づいて

平和条約第3条の検討を含む十分な研究をとり

たうえ、この実情を口内外に訴え、いさかかちと

も沖縄の人権問題の解決に寄与したい。

所^は歴^がこのような調査団を沖縄に派遣^{した}のは

昭和33年の土地接収に関する調査団、昭和35年の

集^成刑^法に関する調査団の派遣^{について} 3回目である。

~~昭和33年の土地接収に関する調査団~~ (当調査団の調査の詳細については

別添「沖縄現地調査特別報告書 参照のこと」。

4 その他

2月6日 ワーナー民政官は松岡主席に対し、講和前

損害補償の1回支払分として 101万ドルの小切手を手交

した。